

南丹市中間前金払制度について

総務部 監理課

1. 中間前金払制度とは
南丹市の発注する建設工事において、当初に支払う前払金(請負代金額の40%以内)に加え、施工の中間時期にさらに20%以内の前払金を受け取ることができる制度です。
2. 中間前金払の対象工事及び請求できる条件
 - 対象工事
当初契約における請負代金額が300万円以上の建設工事で、かつ、既に前払金の支払いを受けている工事
 - 請求できる条件
以下の全ての条件を満たしていなければなりません。
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ③ 工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。
3. 中間前金払制度のメリット
 - 部分払に比べ簡単な手続きで工事代金を早期に受領
部分払のように出来高確認を行うための資料作成等の煩雑な事務が省け、出来高検査等による現場作業の中断も回避できるため、円滑な施工ができます。
 - 契約後において、「中間前金払」と「部分払」が選択可能
南丹市では、当該工事の進捗状況や受注者の資金計画等に応じて、契約後にどちらかを選択することができます。
4. 中間前払金に係る手続き

